

質疑回答書

平成31年2月1日

契約番号 2018001718

件名 平成31年度 上野南中学校スクールバス運行業務委託

質 疑	回 答
<p>1 16その他⑤回送時の進入退出について図通りであればその付近の市道等は運行してもよいのか。入退出を行わなければスクールバスは北方向への運行は可能なのか。このような指示を出すにあたり運行してはいけない場所、道路等があるなら図で示していただきたい。</p>	<p>1 上野南中学校の入退出に関係なくすべて北方向の通行はできません。上野南中学校周辺地区の通勤通学や農作業等に支障がないルートを運行してください。</p>
<p>2 仕様書記載の8⑤～回送距離や回送時間はウェブマップを用いて計測するについて、使用するウェブマップは指定されていませんがマップの種類によって同一地点間の距離、時間について差が生じる可能性があるとの認識をしております。その点について確認されているか否か、また使用するマップの違いにより不利益を被る業者が出てくる可能性もあり得ると考えられますので、積算に使用するマップを指定するお考えがあるか否かを、その理由も含めご回答願います。</p>	<p>2 ウェブマップの種類による距離等の差異にかかわらず、自社に有利なウェブマップを事業者が選択するものと考えます。ウェブマップは市で指定するものではありませんので、使用するウェブマップは事業者で判断してください。</p>

<p>3 仕様書記載の5②～車両の大きさは指定しないが、運行ルート of 道幅や停留所、転回場所等を勘案した上で滞りなく運行・・・云々について、上記の運行ルートには当然に回送ルートも含まれるものと理解しますが、回送ルートの選択について極めて狭隘な道路(社会通念に照らして、小型マイクロバス等であっても通行には支障があると考えられる道路)を選択した場合の市の判断基準について具体的な数値(道路幅員・道路延長・対向可能箇所数等)を示しご回答願います。また、落札候補者が選択した回送ルートについて当然に道路幅員、回送時の通行量等の交通実態について実走を含め確認をされ、落札後も当該ルートを実際に通行しているかを確認されることと思料しますが、当該ルートを走行していない事実がある場合、市の措置は如何なされるかご回答願います。</p>	<p>3 回送ルートについては市が基準を示すものではなく、バス運行に精通した事業者が道幅等を勘案し選択するものと考えます。</p> <p>また、落札候補者の確認は実走ではなく提出されたウェブマップの画面印刷に記載された距離、時間を基に確認を行います。</p> <p>なお、確認に用いた回送ルートは入札金額の積算根拠や年間契約として運行する距離及び時間の上限を決めるために用いるルートの一例ですので、実際の運行においては年間契約として運行する距離及び時間の範囲内に収まるのであれば必ずしも確認に用いた回送ルートを運行する必要はありません。</p>
--	--

※この回答に対する質問は受付できません。